

平成23年4月27日(水)  
国土交通省関東地方整備局  
富士川砂防事務所

## 記者発表資料

**災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定について**  
富士川砂防事務所は、「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定」の締結を希望する建設業者を募集します。

富士川砂防事務所管内において災害が発生した場合に、迅速な情報収集、被災施設の早期復旧及び被害拡大の防止を図るため、上記協定を締結します。  
協定の締結に当たって、災害発生時に早期対応可能な地理的条件を有し一定の技術力を有する建設業者を選定します。

- ・ 協定期間  
富士川砂防事務所各出張所管内 全8区間 (別図参照)
- ・ 協定期間  
平成23年6月1日～平成24年3月31日 (最長3年まで延長)
- ・ 募集期間  
平成23年4月28日(木)～平成23年5月17日(火)
- ・ 公示・資料配付・受付の場所  
富士川砂防事務所総務課 (公示・配布・受付)  
なお詳細につきましては富士川砂防事務所ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>)においても公示しております。

平成23年4月27日  
国土交通省関東地方整備局  
富士川砂防事務所

発 表 記 者 ク ラ ブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会  
山梨県政記者クラブ、長野市政記者クラブ

問 い 合 わ せ 先

国土交通省関東地方整備局 富士川砂防事務所  
地域広報官(副所長) えぐちひろみち 江口公道 (内線204)  
工務課長 たなかひでお 田中秀夫 (内線311)  
電 話 055-252-7108 (代表)

# 資料一覧

|              |  |          |     |
|--------------|--|----------|-----|
| 件名           | 災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定                |          |     |
| 事務所名<br>担当課等 | 関東地方整備局 富士川砂防事務所<br>工務課                |          |     |
| 資料交付期間       | 平成23年 4月28日                            | 9時00分から  |     |
|              | 平成23年 5月17日                            | 17時00分まで |     |
| 証明書等受領期限     | 平成23年 5月17日                            | 17時00分   |     |
| 決定日時         | 平成23年 5月下旬。                            |          |     |
| 結果通知         | 郵送にて通知します。5月下旬予定。                      |          |     |
| 現場説明資料       | 1. 提出依頼                                |          | 3枚  |
|              | 2. 技術資料作成要領                            |          | 4枚  |
|              | 3. 別記様式                                |          | 10枚 |
|              | 4. 協定書(案)                              |          | 3枚  |
|              | 5. 災害時協定締結区間(管内図)                      |          | 1枚  |
| その他          | 1. 資料の確認をお願いします。<br>2. 本資料の返却は必要ありません。 |          |     |

災害時

応急復旧等協定締結

平成23年 4月28日（木）

## 「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定締結」に係る技術資料の提出依頼について

標記について、富士川砂防事務所との協定締結を希望する場合は下記要領により技術資料を提出されたく公募します。

災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定（下記に示す各出張所管内（以下「協定」という。）の締結は、工事発注ではないことから現説資料の送付及び入札はありません。提出された技術資料に基づき審査のうえそれぞれの区間で1社の決定となります。

### 1. 協定期間

本協定の締結期間は平成24年3月までとします。ただし富士川砂防事務所、協定会社いずれかの意志表示がない場合は、1年毎に契約を更新し最大3年間（平成26年3月まで）の締結期間とします。

### 2. 協定の対象区域

- (1) 釜無川出張所管内（上流区間、下流区間）
- (2) 白州出張所管内（上流区間、大武川区間、小武川区間）
- (3) 早川出張所管内（上流区間、中流区間、下流区間）

### 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領を協定の締結希望者に以下のとおり交付します。

##### 1) 交付場所：関東地方整備局富士川砂防事務所総務課

〒400-0027 山梨県甲府市富士見2-12-16

電話055-252-7129（代）内線224

##### 2) 交付期間：平成23年4月28日（木）から平成23年5月17日（火）

までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

##### 3) 交付方法：受付簿記載（会社名・住所ほか）後、手渡し（無料）

## (2) 技術資料の作成及び提出

- 1) 技術資料は、技術資料作成要領に示す様式及び留意事項等に基づき作成願います。
- 2) 技術資料は次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
  - ・受付期間：平成23年4月28日（木）から平成23年5月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
  - ・受付場所： 交付場所に同じ。

## 4. 応募条件

- (1) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事B、C等級かつ維持修繕工事に認定されているものであること。
- (2) 以下に示す市町村内に、建設業法に基づく本店を有すること。
  - 1) 釜無川出張所管内の協定締結を希望する会社  
北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町、長野県富士見町
  - 2) 白州出張所管内の協定締結を希望する会社  
北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町、長野県富士見町
  - 3) 早川出張所管内の協定締結を希望する会社  
甲斐市、甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
- (3) 平成8年4月1日以降に、山梨県内又は長野県富士見町において、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
  - ・同種工事：砂防工事とする。
- (4) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に指名停止を受けていないこと。

## 5. 技術資料の審査対象項目

技術審査における評価項目及び選定の着目点は、以下のとおりとします。

- (1) 砂防工事施工実績

- 1) 平成8年4月1日以降における、山梨県内又は長野県富士見町における、本依頼書4.(3)の同種工事の施工実績
  - 2) 平成8年4月1日以降における、近隣地域内(山梨県内又は長野県内)の工事施工実績(一般土木工事又は維持修繕工事)
  - 3) 平成8年4月1日以降における、関東地方整備局管内における災害応急復旧工事の実績
- (2) 資格保有者数(1級土木施工管理技士)  
平成23年5月17日現在における1級土木施工管理技士の資格保有者数
- (3) 安全管理等の状況  
平成23年5月17日現在における事故及び不誠実な行為による注意の有無
- (4) 工事成績
- 1) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の一般土木工事における平成21年1月1日から平成22年12月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点
  - 2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注の一般土木工事又は維持修繕工事における平成21年度から平成22年度までに受けた優良工事表彰の有無
- (5) 災害時応急復旧のための協定締結数と締結機関  
平成23年5月17日現在で他機関と直接締結されている、災害時の応急復旧のための協定の有無と締結機関
- (6) 地域特性  
本店所在地から協定管内の各出張所までの距離。(最寄りの一般道路利用)
- (7) 人員の確保と建設資器材の備蓄等(契約リース会社備蓄含む)の状況
- (8) 地域への貢献(災害時の基礎的事業継続力)  
災害時の基礎的事業継続力の認定の有無

## 5. その他

- (1) 本協定締結は、平成23年6月1日を予定しています。

# 災害時における応急復旧・応急対応等に関する 協定締結に係る技術資料作成要領

## 1. 協定書及び管内並びに業務内容

別冊協定書（案）及び管内図参照

## 2. 応募条件

- (1) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成23・24年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事のB、C等級かつ維持修繕工事に認定されていることが必要となります。
- (2) 以下に示す市町村内に、建設業法に基づく本店を有すること。
  - 1) 釜無川出張所管内の協定締結を希望する会社  
長野県富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、中央市、南アルプス市  
昭和町
  - 2) 白州出張所管内の協定締結を希望する会社  
長野県富士見町、山梨県北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、中央市、南アルプス市  
昭和町
  - 3) 早川出張所管内の協定締結を希望する会社  
山梨県甲斐市、甲府市、南アルプス市、市川三郷町、中央市、昭和町、富士川町、見延町、南部町、早川町
- (3) 平成8年4月1日以降に、山梨県内又は長野県富士見町内において、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。
  - ・同種工事：砂防工事とします。
- (4) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に指名停止を受けていないこと。

## 3. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとします。

また、次表（2）、（3）、（4）の施工実績として記載した工事にかかる契約書の写しを提出してください。提出物は、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者が確認できるものとします。ただし、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はありません。

| 記載事項                         | 内容に関する留意事項  |
|------------------------------|---|
| (1) 協定締結希望区間                 | <p>様式-1に、希望する区間を記載願います。</p> <p>※基本的に希望される区間での協定締結を目指しますが、場合によっては希望以外の区間について協定の締結をお願いすることがあります。</p>  |
| (2) 同種工事の施工実績<br>(必ず記入願います)  | <p>①平成8年4月1日以降に、山梨県内又は長野県富士見町において、元請けとして完成・引き渡し完了した同種工事の施工実績について1件記入願います。</p> <p>②同種工事は、下記の要件を満たす工事とします。<br/>・砂防工事です。</p> <p>③施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額(最終)、工期、受注形態等、工事概要を記載してください。</p> <p>④施工実績は、可能な限り CORINS に登録されている工事から選定してください。</p> <p>⑤記載様式は様式-2とします。</p> |
| (3) 近隣地域内工事の施工実績             | <p>①平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した山梨県内又は長野県内における、国・公団・県発注の6千万円以上の一般土木工事又は500万円以上の維持修繕工事いずれかの施工実績があれば1件記載願います。工事の優先順位は、1：国・公団発注工事、県発注工事とします。</p> <p>②施工実績は、(2) ③及び④に掲げる内容について留意願います。</p> <p>③記載様式は様式-3とします。実績がない場合は、提出不用です。</p>                                   |
| (4) 災害協定等に基づく活動実績            | <p>①過去3年間の災害活動実績「平成20年4月1日以降、施工都県内の行政機関との、災害協定に基づく契約の有無」があれば記載して下さい。</p> <p>②災害協定の協定書の写し及び当該災害協定に基づく契約書等の写しを必ず添付して下さい。</p> <p>③記載様式は様式-4とします。実績がない場合は提出不用です。</p>  |
| (5) 資格保有者                    | <p>①1級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日。</p> <p>②様式は様式-5とします。</p> <p>③合わせてA4の用紙に資格及び社員証の写し(1枚に複数複写可)を提出願います。</p>   |
| (6) 他事務所及び他機関との災害時応急復旧協定締結状況 | <p>①災害時応急復旧(河川・道路・その他)に関して他事務所及び他機関との協定又は覚書等を締結(取り交わし)の有無、その協定又は覚書等の名称と相手名、有効期限等の記載をお</p>   |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <p>願います。複数あればすべて記載願います。</p> <p>②様式は様式－６とします。ない場合は、無しに○を付けて提出願います。</p>          |
| (7) 地域特性            | <p>①該当する所在地を記入し、協定管内の各出張所まで最寄りの一般道路を利用した場合の距離を記載願います。</p> <p>②様式は様式－７とします。</p> |
| (8) 出勤人員及び建設資機材等の状況 | <p>①常時及び最大時の出勤可能人員及び会社又は契約リース会社等の備蓄建設資器材の記載をお願いします。</p> <p>②様式は様式－８とします。</p>   |
| (9) 災害時の基礎的事業継続力    | <p>①平成２３年５月１７日現在において、関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定期間中であれば認定証の写しを添付して下さい。</p>    |

#### 4. 技術資料の提出

(1) 技術資料は、次記に記載する受付期間及び受付場所に持参願います。(郵送又は電送は受付いたしません。)

- ・受付期間：平成２３年４月２８日（木）から平成２３年５月１７日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分までとします。

- ・受付場所：関東地方整備局富士川砂防事務所総務課

〒４００－００２７山梨県甲府市富士見２－１２－１６

TEL ０５５－２５２－７１２９（代）３１２

(2) 提出書類は、表紙を１項とした通し番号を付すとともに全項数を表示し、「袋綴じ」で１部提出願います。(項の例：１／〇〇～〇〇／〇〇)

#### 5. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとします。

| 評価項目         | 選定の着目点   |
|--------------|--|
| (1) 施工実績     | <p>①山梨県内又は長野県富士見町内における同種工事の施工実績</p> <p>②近隣地内の一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績</p> <p>③関東地方整備局管内における災害緊急復旧工事（緊急災）の施工実績</p>             |
| (2) 資格保有者    | ① １級土木施工管理技士資格保有者  |
| (3) 安全管理等の状況 | ①技術資料の提出日における事故及び不誠実な行為の有無   |
| (4) 工事成績     | <p>①関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の一般土木工事における平成２１年１月１日から平成２２年１２月３１日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点</p> <p>②関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の、一般土</p> |

|               |  |
|---------------|--|
|               | 木工事及び維持修繕工事における平成21年度から平成22年度までに受けた優良工事表彰の有無 |
| (5) 地域特性      | ①本店から各出張所までの距離                               |
| (6) 建設資機材等状況  | ①出勤可能人員数<br>②建設資機材等の備蓄数量（契約会社分含む）            |
| (7) 既締結の災害時協定 | ①協定締結数                                       |
| (8) 地域への貢献    | ①災害時の基礎的事業継続力の認定証の有無                         |

#### 6. 非締結理由説明申し立て

- (1) 「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定」を結ばなかったときは、書面により結ばなかった理由（以下「非締結理由」という。）を通知（郵送）します。
- (2) (1) の通知をうけたときは、通知をした日の翌日から起算して5日（祝日・土日を含まない）以内に、書面により、富士川砂防事務所長に対して非締結理由について説明を求めることが出来ます。
- (3) (2) の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりです。
  - ・受付窓口：関東地方整備局富士川砂防事務所総務課  
〒400-0027山梨県甲府市富士見2-12-16  
TEL 055-252-7129（代）224
  - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- (4) (2) の書面は持参願います。郵送又は電送は受付ません。
- (5) (2) の非締結理由について説明を求められたときは、説明をもとめることができる最終日の翌日から起算して5日（祝日・土日は含まない。）以内に書面により回答します。

#### 7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担となります。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者決定以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (3) 技術資料に虚位の記載をしたときは、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とします。（資器材・資格保有者等締結後の変動は対象外）
- (4) 提出された技術資料の差し替えは、提出受付最終日5月17日とします。
- (5) 技術資料作成にともなう問い合わせ先は次のとおりとします。
  - ・問い合わせ先：関東地方整備局富士川砂防事務所工務課  
TEL 055-252-7129（内線 311または312）

国土交通省関東地方整備局  
富士川砂防事務所長  
吉川 知弘 殿

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇-〇  
代表者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長  
〇〇 〇〇



「災害時における応急復旧・応急対応に関する協定」締結に関し技術資料を提出  
します。

問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者 : 〇〇 〇〇  
住所 : 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
場所 : 〇〇〇本店〇部〇課  
電話番号 : (代) 〇-〇-〇

2. 本店所在地

名称 :  
住所 :  
電話番号 :

※注：本店とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載した本店。

## 協定締結希望区間

会社名：○○建設株式会社

---

|      |      |             |
|------|------|-------------|
| 希望区間 | 第1希望 | ○○出張所管内○○区間 |
|      | 第2希望 | ○○出張所管内○○区間 |
|      | 第3希望 | ○○出張所管内○○区間 |

国土交通省関東地方整備局管内における  
同種工事の施工実績

会社名：

|                   |        |   |
|-------------------|--------|---|
| 記入条件              |        | 平成8年4月1日以降に、山梨県内又は長野県富士見町内において、元請けとして完成・引き渡し完了した同種工事の実績。<br>同種工事：砂防工事とする。 |
| 工事<br>名<br>称<br>等 | 工事名    | ○○○○○工事 (CORINS 登録番号)   |
|                   | 発注機関名  | 例：国土交通省関東地方整備局○○事務所   |
|                   | 施工場所   | ○○県○○市○○町○○地先   |
|                   | 契約金額   | ○○○○○円  |
|                   | 工期     | 平成○年○月○日～平成○年○月○日   |
|                   | 受注形態等  | 単体  |
| 工<br>事<br>概<br>要  | 分野     | 砂防堰堤工事  |
|                   | 工種（種別） | 堰堤工 1基<br>コンクリート工 ○○m <sup>3</sup>  |

※注：記載欄の表示は記入例です。

### 近隣地域内工事の施工実績

会社名：

|                   |         |   |
|-------------------|---------|---|
| 記入条件              |         | 平成8年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した山梨県内又は長野県内における、国・公団・県発注の6千万円以上の一般土木工事又は500万円以上の維持修繕工事とする。 |
| 工事<br>名<br>称<br>等 | 工事名     | 〇〇〇〇〇工事 (CORINS 登録番号)   |
|                   | 発注機関名   | 国土交通省関東地方整備局〇〇事務所   |
|                   | 施工場所    | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地先   |
|                   | 契約金額    | 〇〇〇, 〇〇〇円   |
|                   | 工期      | 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日   |
|                   | 受注形態等   | 単体  |
| 工事<br>概<br>要      | 分野      | 災害復旧  |
|                   | 工種 (種別) | 護岸工 〇〇m<br>コンクリート工 〇〇 m3  |

※注：記載欄の表示は記入例です。

## 災害協定等に基づく活動実績

(○○○○○○○○○工事)

会社名： \_\_\_\_\_

|                   |  |
|-------------------|--|
| ①災害協定等に基づく活動実績の有無 | <p style="text-align: center;">あ り、 な し (どちらか一方を記入すること。)</p> <p>※平成19年4月1日以降、災害協定に基づく契約がある場合に「あり」と記載する。</p>  |
| ②災害協定及び活動内容       | <p>協定名：○○○○災害協定</p> <p>相手方：○○○事務所、○○県</p> <p>活動内容：○○工<br/>                     ※工事内容を簡潔に記載。</p> <p>協定書写し：活動を行った際の協定書の写しを別添に添付する。</p> <p>契約書等の写し：災害協定に基づく活動実績を証明する契約書等の写しを<br/>                     別添に添付する。<br/>                     ※平成19年4月1日以降に締結したものに<br/>                     限る。</p> <p>(注：個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できないことから実績として認めないので、協定書及び契約書等の写しを必ず添付すること。)</p> |

※注：記載欄の表示は記入例です。

[○/○]

### 1 級土木施工管理技士の資格保有者

会社名 :

| 番号 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|----|-----|---------|
| 1  |     |         |
| 2  |     |         |
| 3  |     |         |
| 4  |     |         |
| 5  |     |         |
| 6  |     |         |
| 7  |     |         |
| 8  |     |         |
| 9  |     |         |
| 10 |     |         |
| 11 |     |         |
| 12 |     |         |
| 13 |     |         |
| 14 |     |         |
| 15 |     |         |
| 16 |     |         |
| 17 |     |         |
| 18 |     |         |
| 19 |     |         |
| 20 |     |         |

社員証の写し添付様式

会社名 : \_\_\_\_\_

## 他事務所及び他機関との「災害時等応急復旧」協定又は 覚書等の有無

会社名： \_\_\_\_\_

**協定等**   ：   複数有り   ・   1件有り   ・   無し

※注：該当箇所に○を付けてください

「複数有り」又は「1件有り」に○を付けた方は、全てを下表に記入願います。

|   |          |  |
|---|----------|--|
| 1 | 協定（覚書等）名 |  |
|   | 機関名（相手）  |  |
|   | 有効期限     |  |
| 2 | 協定（覚書等）名 |  |
|   | 機関名（相手）  |  |
|   | 有効期限     |  |
| 3 | 協定（覚書等）名 |  |
|   | 機関名（相手）  |  |
|   | 有効期限     |  |
| 4 |          |  |
|   |          |  |
|   |          |  |

## 地域特性と距離

会社名：

| 協定締結（希望）管内名<br>（釜無川出張所、白州出張所、早川出張所） | 該当する本店の名称と住所       | 該当出張所までの距離<br>(km) |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 出張所名：                               | (本店)<br>名称：<br>住所： | km                 |
|                                     |                    |                    |
|                                     |                    |                    |
|                                     |                    |                    |
|                                     |                    |                    |
|                                     |                    |                    |

\* 複数を希望する社は、それぞれ記入してください。



# 災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定書（案）

協定管内：〇〇出張所管内〇〇区間

国土交通省 関東地方整備局 富士川砂防事務所長 吉川 知弘（以下「甲」という。）と〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇（以下「乙」という。）とは、洪水、地震ほかで発生した災害（以下「災害」という。）における応急復旧・応急対応（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第 1 条 この協定は、富士川砂防事務所「防災業務計画」に基づき、甲が所管する管内において発生した災害の応急復旧等に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲、乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

## （業務の実施範囲）

第 2 条 業務の実施範囲は、富士川砂防事務所の〇〇出張所管内〇〇区間とする。（別図参照）

## （業務の実施体制）

第 3 条 甲は、〇〇出張所管内〇〇区間に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。  
2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者を定め直ちに甲の指示による当該被災状況の把握と報告と応急復旧等を実施するものとする。

## （業務の指示）

第 4 条 業務の指示は、甲が行うものとし、〇〇出張所長（以下「出張所長」という。）は監督を行う。乙または現場責任者は、応急復旧の方法等について出張所長へ協議を行うことができるものとする。

## （業務の完了）

第 5 条 乙または、現場責任者は、業務が完了したときには電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

## （業務の実施報告）

第 6 条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻・作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を速やかに出張所長に報告するものとする。  
甲は、必要と認めるときには、応急復旧途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(契約の締結)

- 第 7 条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。
2. 契約の締結にあたっては乙が法定外労働災害補償制度に加入している事を条件とする
  3. 法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償出来る保険であること。
  4. 法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(建設資機材等の報告、提出)

- 第 8 条 乙は、予め災害に備え業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により通知するものとする。
2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。
  3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

- 第 9 条 甲及び乙は、本協定でいう災害の応急復旧等に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(実施範囲の特例)

- 第 10 条 乙は、甲が特に必要として第 2 条に規定する以外の範囲等に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(費用の見積書の提出)

- 第 11 条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用について見積書を甲に提出するものとする。

(契約変更の実施)

- 第 12 条 甲は、前条の見積書の提出を受けたときは、その内容を調査し契約の変更を行うものとする。

(費用の請求等)

- 第 13 条 乙は、工事等の完了届け、引渡書、請求書を提出し、完了検査を受けるものとする。甲は、完了の確認後費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 業務実施中において再度災害等により、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資器材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その措置について甲乙協議し、定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし甲、乙いずれかの意思表示がない場合は、1年毎に更新し最大3年間（平成26年3月31日まで）とする。

(協定の解約)

第16条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第18条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。  
ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。  
2. 取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請があった場合、甲は、書面による通告をもって協定の解除を行うことができるものとする。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲、乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成23年6月1日

甲 山梨県甲府市富士見2-12-16  
国土交通省関東地方整備局  
富士川砂防事務所長

吉川 知弘 印

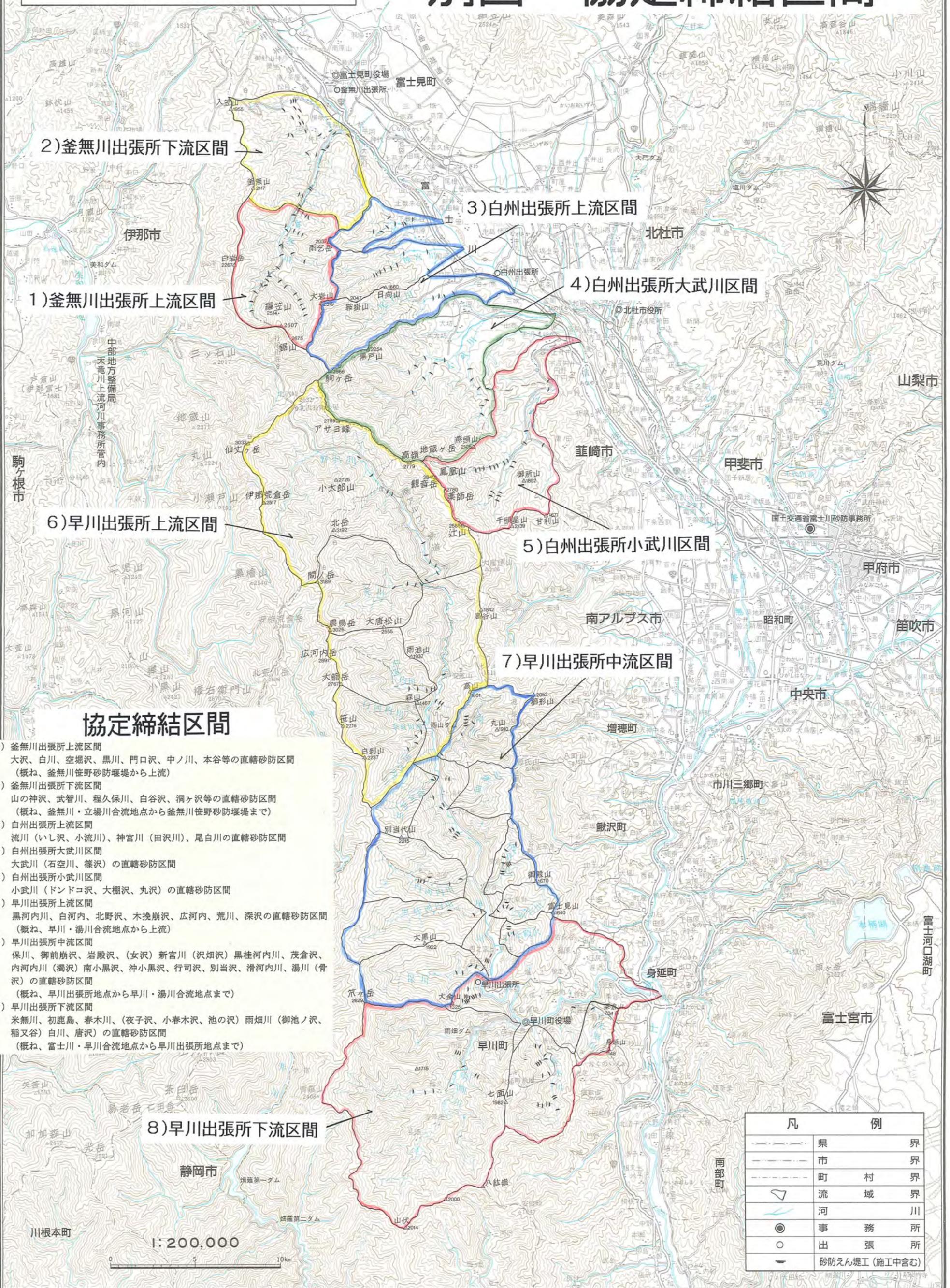
乙 山梨県甲府市〇〇〇〇〇〇番地  
〇〇建設株式会社  
代表取締役

〇〇 〇〇 印

# 富士川砂防事務所管内図

縮尺 1 : 200,000

# 別図 協定締結区間



2) 釜無川出張所下流区間

3) 白州出張所上流区間

1) 釜無川出張所上流区間

4) 白州出張所大武川区間

6) 早川出張所上流区間

5) 白州出張所小武川区間

## 協定締結区間

7) 早川出張所中流区間

- 1) 釜無川出張所上流区間  
大沢、白川、空堀沢、黒川、門口沢、中ノ川、本谷等の直轄砂防区間  
(概ね、釜無川笹野砂防堰堤から上流)
- 2) 釜無川出張所下流区間  
山の神沢、武智川、程久保川、白谷沢、洞ヶ沢等の直轄砂防区間  
(概ね、釜無川・立湯川合流地点から釜無川笹野砂防堰堤まで)
- 3) 白州出張所上流区間  
流川(いし沢、小流川)、神宮川(田沢川)、尾白川の直轄砂防区間
- 4) 白州出張所大武川区間  
大武川(石空川、篠沢)の直轄砂防区間
- 5) 白州出張所小武川区間  
小武川(ドンドコ沢、大瀬沢、丸沢)の直轄砂防区間
- 6) 早川出張所上流区間  
黒河内川、白河内、北野沢、木挽崩沢、広河内、荒川、深沢の直轄砂防区間  
(概ね、早川・湯川合流地点から上流)
- 7) 早川出張所中流区間  
保川、御前崩沢、岩殿沢、(女沢)新宮川(沢畑沢)黒桂河内川、茂倉沢、内河内川(濁沢)南小黒沢、沖小黒沢、行司沢、別当沢、滑河内川、湯川(骨沢)の直轄砂防区間  
(概ね、早川出張所地点から早川・湯川合流地点まで)
- 8) 早川出張所下流区間  
米無川、初鹿島、春木川、(夜子沢、小春木沢、池の沢)雨畑川(御池ノ沢、稲又谷)白川、唐沢の直轄砂防区間  
(概ね、富士川・早川合流地点から早川出張所地点まで)

8) 早川出張所下流区間

| 凡     | 例             |
|-------|---------------|
| —     | 県界            |
| ---   | 市界            |
| - - - | 町界            |
| △     | 流域界           |
| —     | 河川            |
| ●     | 事務所           |
| ○     | 出張所           |
| —     | 砂防えん堤工(施工中含む) |

1 : 200,000

